

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
三島高等学校	<p>タクシーチケットの管理にあたっては、庁内の「タクシーの使用基準」において、所定のタクシー使用簿を備えおくことが定められている。</p> <p>また、経費の支出命令にあたっては、請求書とともにタクシー使用簿の写しを添付することと定められている。</p> <p>ところが、所定のタクシー使用簿を使用しておらず、所属独自の使用簿により管理しており、経費の支出命令にも添付していなかった。</p>	<p>「タクシーの使用基準」に基づき、所定のタクシー使用簿を使用し、適正に管理・執行されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【会計事務にかかる執行基準等の改正について（通知）】 平成19年9月25日付け 財第2285号 総務部財政課長通知</p> <p>(タクシーの使用基準)</p> <p>3 タクシー使用簿 所属長等は、タクシーの使用状況を明らかにするため、別添のタクシー使用簿を備えておかなければならない。</p> <p>4 経費の支出 (1) 経費の支出命令にあたっては、請求書とともにタクシー使用簿の写しを添付すること。 (2) 経費支出に係る年度区分は、タクシーの使用があった日の属する年度とする。</p> </div>	<p>「タクシーの使用基準」に基づき、所定のタクシー使用簿を備えることとした。</p> <p>今後は、これを使用し、適正な管理・執行を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年10月22日）